

令和4年度

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

事業計画書

(令和4年5月追記)

社会福祉法人 萌佑会

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 運 営 方 針 | 3 |
| 2. 基 本 事 業 | 4 |
| 3. 事 業 計 画 | 6 |
| 4. 地 域 と の 交 流 | 9 |
| 5. 各 部 門 別 目 標 | 10 |
| 6. 事 業 別 事 業 計 画 | 13 |
| 7. 組 織 体 制 | 16 |
| 8. 職 員 会 議、運 営 委 員 会 | 17 |
| 9. 年 間 予 定 表 | 19 |
| 10. 委 託 業 務 計 画 | 20 |

1. 運営方針

(1) 基本理念

私たちは一人ひとりの個性、それまでの生活を大切にし、尊厳のある豊かな生活が送れるように支援いたします。

- I. 一人ひとりが、その人らしい豊かな生活を送るために個人の尊厳を大切にいたします。
- II. 一人ひとりが、住んでよかったと思えるような施設づくり、地域づくりに努めます。
- III. 一人ひとりが、安心して安全な生活を送るためチームワークを大切にし自己研鑽に努めます。

(2) 運営方針

- I. 当施設は施設のサービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。
- II. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- III. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

(3) 令和4年度事業方針

平成23年4月に開設された当施設は開設11年目を迎えました。

令和3年度は前年度に続き「ひとや社会、組織とのつながりを意識した行動をおこなう」ことを基本方針とし、「連携し、信頼しあえるチームへ」「ぬくもりあふれるケアの深化」「社会とのつながりを深め、地域とともにある施設へ」を目標の柱として事業を進めました。

しかし、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に伴う活動制限により、目標の一部については深めることはできませんでしたが、達成度は限定的でした。

このような事情と、この目標にしっかり取り組むことが重要との認識から、令和4年度も目標を継続し、達成を目指すことで事業基盤の強化を図ります。

※令和4年10月開設予定の岩見沢市東地区地域包括支援センター受託が正式決定したため、設置準備を進めています。人員配置や現在サービス利用中の方々の引継ぎに関しては、令和4年3月末までに順次おこなっていきます。

2. 基本事業

社会福祉法人萌佑会定款(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人萌佑会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センター受託事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

定員 100名(10ユニット 100名)

対象者 介護保険法の定めによる要介護被保険者

ユニットケアの基本はグループケアの集団・関係性を重視しながら、個別的、家庭的雰囲気重視しながら、施設の中で在宅同様の生活ができることを目標としています。施設の医師、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、その他の各サービス部門が連携し、安全な生活かつ自立に向けたサービス、またICFの心身機能、活動・参加、環

境・個別因子に配慮したサービスを目標に支援をします。

また、特別養護老人ホームの利用者は、在宅で介護することが困難な要介護の状態の高齢者に入居して頂く施設であり、家族とその日々変わる状況を共有しながらサービスを提供いたします。

(2) 第二種社会福祉事業

① 短期入所生活介護

定員 10名（1ユニット 10名）介護予防短期入所介護と同じ
対象者 介護保険法の定めによる要介護被保険者

短期入所生活介護においては、在宅介護支援事業所のケアマネジャーのケアプランにより、利用者の自立及び家族の介護負担軽減および方法を提供する事業所であり、利用者や家族のニーズを把握したサービスを提供いたします。

また、利用者の状態変化に伴い、サービス変更等がある場合は介護保険サービス事業所との連携のなか、サービス担当者会議等にて情報を共有し、統一した、また個別のニーズに沿った支援をいたします。

② 介護予防短期入所生活介護

定員 10名（1ユニット 10名）短期入所生活介護と同じ
対象者 介護保険法の定めによる要支援被保険者

介護予防短期入所生活介護は、包括支援センターと連絡・調整しながら、要介護状態への予防や自立した生活の支援を目的にサービスを提供いたします。また、利用者の健康・栄養・活動状態を把握し、包括支援センターや家族等に介護の助言を含め、専門的立場から説明等を行い、家族の介護負担の軽減ができるよう支援をいたします。

(3) 公益を目的とする事業

① 地域包括支援センター受託事業

受託地域 岩見沢市東地区
受託事業 包括的支援事業、介護予防支援、地域ケア会議の実施、その他

地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務、認知症総合支援業務などの包括的支援業務と、要支援の認定を受けて介護予防サービスの利用を希望する方へのサービス計画を作成する介護予防支援業務を行うなど、岩見沢市の高齢者福祉の地域における拠点となることを目指して運営していきます。

3. 事業計画

(1) 令和4年度事業目標

ひとや社会、組織とのつながりを意識した行動をおこなう

① 連携し、信頼しあえるチームへ

◇ チーム間の協力と専門的意識～同じ目標に向かってそれぞれのスキルアップへ

② ぬくもりあふれるケアの深化へ

◇ 個別性に目を向け、生き方を支えるケアの実践へ

③ 社会とのつながりを深め、地域とともにある施設へ

◇ 人や組織との交流を推進し“絆を深め地域と共に”ある施設へ

(2) 事業計画、取組項目

① 収入の確保(利用者の確保・維持)

- ▶ 安定的な収入の確保のため稼働率を長期入所 98%以上、短期入所 75%以上を維持できるようにします。
- ▶ 報酬改正で新設された各種加算を算定することで収入を確保します。
- ▶ 日常の健康管理を継続実施し早期対応をすること、新型コロナウイルス対策に継続して取り組むことで入院治療者を減らし、稼働率を確保できるようにします。
- ▶ 入所待機家族、居宅介護支援事業所、医療機関等との連携、地域とのつながりを意識し、調整期間を短縮することで空床がある期間を短くします。
- ▶ 地域の感染症動向を意識しながら短期入所の調整をおこない、利用者が緊急にサービス利用を希望する場合等にもできる限りの調整を行います。

② 質の高いサービスの提供

- ▶ 職員の資質向上と職業倫理の徹底を図るために、ICTを活用した各種研修会の開催や外部研修会に積極的に参加します。
- ▶ 施設理念に基づき、職員一人ひとりが、専門職としての知識と技術を高めるための自己努力を行い、お互いに連携し、信頼しあえるチームへ成長できる環境を整えます。
- ▶ 各専門職の専門性を互いに理解したうえで情報を共有し、統一したサービスを提供します。
- ▶ 労働環境を整えることで、職員の身体的・精神的負担を軽減できるように配慮し、職員の定着率の増加を図ります。また、身体や気持ちにゆとりを持てるようにすることで今以上に安全で快適なサービスを提供します。
- ▶ 報酬改正で示された科学的介護の実践をおこなうとともに、各種研修会等の情報を共有することで介護技術のベースアップを図ります。

③ 看取りケアの実践

- ▶ 終の棲家として看取りケアのプロセスを重視した実践をおこないます。
- ▶ 人生の最期まで尊厳ある生活を支援し、ご本人とご家族ができるだけストレスなく、ご本人らしい最期を迎えていただくための信頼と安心の体制づくりを行います。

④ 感染症対策・予防の徹底

- ▶ 新型コロナウイルスを含め、感染症の情報収集をしっかりと行うとともに、関係機関と連携し、感染を未然に防ぐための予防対策、職員研修を継続実施します。
- ▶ 感染経路の遮断、感染源の排除を念頭に対策を実施します。
- ▶ 利用者及び職員に対して、新型コロナウイルスやインフルエンザ予防接種の奨励と手洗い、マスク着用の徹底、換気の実施、適正な室温湿度の管理を行います。

⑤ 公益的な取組、地域との連携の充実

- ▶ 地域の感染状況を見ながら対策をおこない、地域貢献活動の交流イベントの企画・実施を行えるようにします。
- ▶ 地域行事やサークル等に積極的に参加し、啓蒙活動を行います。
- ▶ 近隣幼稚園や市内学校、社会福祉法人等との連携を可能な限り再開できるようにしていきます。
- ▶ 地域のシニア世代の皆さんの生きがいや健康増進目的に生活支援員の採用を継続します。
- ▶ ボランティア及び実習生等の受入れを再開できるように努めます。
- ▶ 災害時は地域と連携し要援護者を受け入れます。
- ▶ 地域包括支援センターの開設に伴い、法人本部所在地に限らず、東地域も含めて地域関係機関との連携体制を構築します。

⑥ 情報の提供・公表

- ▶ 家族への情報発信として広報誌を年2回発行します。
- ▶ ホームページを適宜・的確に更新し地域へ向けリアルタイムに情報を提供します。

⑦ 職員の健康管理・メンタルヘルスケア対策の推進

- ▶ 健康診断(人間ドック)の受診を奨励し費用を助成します。
- ▶ 腰痛予防管理として職員研修会を行うと共に、負担軽減のため介護ロボット等導入の検討もおこないます。
- ▶ 研修会等の積極的な参加支援(参加費補助・勤務調整)を行います。

⑧ 職員の人材確保

- ▶ ホームページに様々な行事や職員の声などを最新情報にて随時公開し、働きがいのある魅力ある施設、選ばれる施設であることをアピールします。

- ▶ 地域の教育機関と連携を深め、実習生や体験学習、ボランティアの積極的な受け入れを行います。
- ▶ 教育現場へ出向き介護福祉専門職の魅力を伝える活動を行います。
- ▶ 介護職員処遇改善加算等を正確に取り入れ、賃金体系に組み込みます。

⑨ 実地指導

2年に1度文書等の確認するもので、令和元年度実施予定でしたが文書監査のみとなりました。令和2年度も集団指導のみ実施となっています。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策のため、文書監査のみとなっています。

報酬改正、処遇改善に係わる手続きも増えています。

改正対応や文書提出をしっかりとこなうなど、今後も法令遵守に努めます

⑩ 地域包括支援センター

令和4年度に関しては、担当地域の現業をおこなっている岩見沢市地域包括支援センターから関連機関とのやり取り、町会や民生員会との連携体制、関係医療機関・介護保険事業所との業務引継、介護予防支援担当者の円滑移行に注力していきます。同時に新規相談対応に適切な対応をとることで、地域機関や地域住民との信頼関係構築につとめます。

4. 地域との交流

(1) ボランティア活動の推進及び支援

令和3年度も実施困難ではありましたが、可能なかぎり各種ボランティア団体の自主的活動を支援するほか、市内各学校の学生、生徒等の独自のボランティア活動を適宜コーディネートします。また、ボランティア活動参加を積極的に呼びかけるなど、地域交流の活性化を図ります。

[ボランティア、交流受け入れ予定]

こまざわ幼稚園交流会(9月以降検討)他

(2) 実習生の受け入れ

① 基本姿勢

各養成機関との連携を図り、感染症対策をおこなったうえで、可能な限りの支援をできるようにしていきます。

職員にとっては、施設や事業活動の全体像を再把握し、利用者に対する処遇と業務を振り返る機会となり得ることから、教示・指導技術を向上させながら、職員自身の資質向上を図ります。

② 利用者への配慮

実習生の受け入れ(又は見学者の受け入れ)に際しては、利用者の立場に立って下記の事項に配慮します。

実習生の存在が利用者にとって、精神面での活性化や喜びにつながるような実習指導をすることで、利用者にも実習生にもプラスに働くように配慮して参ります。

- ・ 掲示や責任者会議等によって事前に周知する。
- ・ オリエンテーションにおいて、プライバシー保護と守秘義務について確認する。
- ・ 特に排泄や入浴の介助については、実習状況を判断して実施する。
- ・ 感染症対策を実習生・利用者共にしっかりおこない、濃厚接触とならないように配慮して実施する。

[実習生受け入れ予定]

岩見沢市立高等看護学院、岩見沢市医師会附属看護高等専修学校、教員免許取得に係る実習、福祉系資格取得に係る実習等。

※その他、介護職員初任者研修養成校等、調整受け入れ検討

[職場体験学習・見学会受け入れ予定]

市内各小中学校(令和元年実績・岩見沢市立緑中学校、岩見沢市立中央小学校)

空知総合振興局主催・高校1、2年生対象 南空知地区職場見学会(令和元年約20名)

東地区地域包括支援センター受託により、岩見沢市立高等看護学院での講義、実地同行実習も予定しています。

5. 各部門別目標

【ケア課】

職員は、利用者の状況の把握およびユニット環境に応じた個別ケアを行ううえで医療と介護を一体化したチームワークを大切にします。また、各自の専門職としての個々の質の向上を図り、「動き出しは当事者から」を基本に相手の思いに寄り添うケア、より良いサービスを提供いたします。更に、看取りを含めプロセスと尊厳を重視したケアと、信頼と安心の提供を心掛け、ぬくもりの郷の独自性の向上を目指します。

(1) 介護科

◇ 〈チームケア〉

入居者様にとって、一番身近な存在であり代弁者であることを意識し、現場で得た情報を正確にチーム内で共有します。入居者様が抱える問題解決、または目標達成に向けて、チーム内でのスムーズなコミュニケーションを意識し、協力体制のもと、一貫したサービスの提供を行っていきます。

◇ 〈人材育成・スキルアップ〉

職員それぞれがお互いの存在を認め、高め合いながら「人」としての成長、専門職として必要な「スキル」を身に付けます。

職員個々の個性を活かし、その能力を発揮できる環境を整えます。

◇ 〈看取りケア〉

「日々の暮らしの延長線上のケア」であることを意識することで、後悔のない看取りケアが提供できるよう、日々寄り添う気持ちを忘れずに関りを持ちます。

ご本人の希望、ご家族の希望の実現、日々の関りから見えた「その人らしさ」が引き出せるケアを提供します。

(2) ケアマネ科

◇ 排泄支援加算算定について、入居者・ご家族などが望む排せつケアへの取り組み強化、QOLの向上・尊厳の保持を目指します。

◇ 他職種との情報交換および勉強会等を開催しチーム間でのサービス質の向上を図ります。ケアマネジャーとしての知識・技術向上の研修会に参加して、また他の施設職員とのグループワーク等により専門職の価値観を理解し、ぬくもりの郷の実践およびケアプランに反映させます。

◇ 自立支援や看取りケアプラン作成にあたり、個別性に目を向けた計画作成について家族への連絡、説明、相談などケアマネとして中心的な役割を担っていきます。

◇ 地域における人的資源・物的資源・施設資源・ボランティア等の社会資源の情報収集を行い、穏やかな生活ができるようにケアマネジメントに努めます。地域の中の施設として地域住民の方の力を借りながら施設サービスを提供すると共に、施設の資源を地域の方に利用して頂き、相互理解の中でサービス提供を行います。

【 看護課 】

(1) 看護科

- ◇ 信頼し合えるチームのために専門職として成長し続け、連携を図る
 - ・他職種との情報共有を行ない、様々な視点から全体像を把握し、同じ目標のもと、看護師としての役割を果たす。
 - ・チームケアの一員として、専門職としてのスキルアップに限らず、様々な能力を身につけ、専門職として人間として成長していくことを目指す。
- ◇ ぬくもりあふれるケアで生きることを支える
 - ・多角的視点からケアの方向性を早い段階から導き出すことを目指す。
 - ・ぬくもりのある視点で一人ひとりのニーズに気づき、根拠のあるケアを行なう。
 - ・看取り介護において、プロセスを共有したケア方法をチームで検討する。
- ◇ 施設看護師として、地域と共に生活をつなげていくことを意識する
 - ・最善の暮らしが継続できるよう、地域の医療・介護のネットワークの一部として、つながりあるケアと情報の提供を心掛ける。

【 施設サービス課 】

(1) 生活相談科

- ◇ 支援相談科内での協力を前提とし、他部署とも各々専門性を活かし情報共有・協働します。
- ◇ ぬくもりの郷の入居者・利用者である前に一人の人である事を忘れず、その方の生活を家族と協力して支援します。
- ◇ 対人援助職に不可欠な、傾聴力・伝達力・文書力・コミュニケーション力の基礎を見直し、内容の精度や確実性を高めていきます。
ソーシャルワーカーの目線から専門職として地域に貢献できる援助を目指します。

(2) 機能訓練科

- ◇ 個別対応の強化
コロナ禍と人手不足で利用者様の個別対応に行き届かない面が増えたため、各課と連携し一人ひとりのご希望を再確認し、それに沿った個別ケアを提供できるよう体制を整える。
- ◇ 余暇活動の充実
コロナ禍と人手不足で屋外活動やレクレーション実施が少なくなってしまったため、集団で活動できる機会を多くし、利用者様の社会性維持に努める。
- ◇ 後進育成
昨年度に中尾 OT・栗野両名ともに実習指導者研修を受講しリハビリ学生の受け入れ体制を整えた。学校と連携し依頼があれば当施設・当法人での臨床実習を受け入れ、後進育成及び自身のセラピストとしての研鑽機会とする。

(3) 栄養科

◇ 《業務の共有化を目指す》

業務が滞ることがないように、部署内で共有のできる体制を整える。

◇ 《食事提供の充実》

昨年度に引き続き目標とする。

季節を意識し、利用者様からの要望を取り入れた食事提供を目指す。そのために、食材のコスト管理や偏りない選定を心がける。

◇ 《専門職としてのスキルアップ》

様々な研修会に参加し、専門職としての技術・知識向上に努める。

【 総務課 】

◇ 《業務の共有化》

業務の属人化によるリスクを防ぐため業務内容を共有化し、複数担当制の実現を目指す。

◇ 《整理整頓！》

自身の机上や身の周りを整えることで、流れや優先順位を明確にし、業務効率を上げる。玄関・事務室などの共有部分については、外部の方の目も意識し、他科職員にも呼びかけながら皆で整えることを習慣化していく。

◇ 《有給休暇消化率向上》

他科の協力も得ながら有給休暇を取得しやすい環境づくりを進めていくことで、職員の望むワークライフバランスに近づけ、労働生産性の向上を図る。

◇ 《ホスピタリティマインドの向上》

目配り・気配り・心配り、笑顔で挨拶！を常に意識しサービスの質を上げ、自身の成長に繋げていく。

【 岩見沢市東地区地域包括支援センター 】

◇ 《適切な引継》

直営地域包括支援センターからの引継ぎを適切に行うことで、地域の各種関係機関や地域住民が混乱することがないようにする。

速やかに地域に溶け込めるように関係構築をおこなう。

◇ 《地域包括ケアシステムの構築》

萌佑会の強みとなる医療機関との連携体制を今まで以上に深め、地域全体に広めていくことによって岩見沢市の地域包括ケアシステム構築に貢献する。

6. 事業別事業計画

(1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

【 サービスの基本方針 】

① スキルの維持・向上

各課で専門的知識・技術を含む質の向上を図ると共に、関連職種との理解促進、管理監督職の調整機能を発揮することで、利用者及び家族のニーズ把握を協同しておこないます。

利用者個々人の状況に合わせ、その時点での自立した生活が送れるようなサービスを提供できるように、職員個々人の自己研鑽を図ります。

② チームアプローチ

施設サービスはケアマネジャーを中心として、アセスメント・プランニング・サービス提供・モニタリング・再アセスメントといった流れでおこないますが、多職種が積極的に関わりをおこなうことでより良いサービスが提供できます。

そのためには、各職種がそれぞれの専門性の向上を図ると共に、利用者に対して何が優先され、何が最善かを共通理解したうえでサービスを提供することによって、利用者・ご家族のパーソンセンタードケア実現に向けて努力いたします。

③ 生活支援

心身の機能、活動の他に個別・環境因子に配慮する事で生活の質の維持・向上が図れます。施設においても在宅同様に安全・安心な生活をご家族と共有し、理解していただきながら支援を行います。

④ 食に関する支援の確立

食事は高齢者の健康維持のためにも重要なことであるため、個々人の状況に合わせた提供をおこない、心身機能の維持に努めることによって施設の生活が豊かになるように支援を行います。

⑤ 自己啓発

私たち施設職員は、利用者へサービスを提供するために、専門職として知識と技術の向上を継続していくことを使命とし、常に専門的価値観を持つように取り組みます。

【 サービスの展開方法 】

① 施設サービス計画等の作成・評価

ニーズを的確に把握するため利用者・ご家族の意向の把握、また自立支援の視点を持ったアセスメントを行い、担当ケアワーカー、相談員、ケアマネジャー、看護師、機能訓練指導員、管理栄養士等、多職種の専門的意見を聴取しながら、各計画原案を作成いたします。

各計画原案を、多職種が参加するサービス担当者会議又はカンファレンスにおいて検討し、必要に応じて修正を施し完成させます。また、適宜評価を行い、新たな計画に反映させていただきます。すべてのプロセスは、利用者・ご家族に説明等を行い、同意を得て実施いたします。アセスメントツールはMDS 2.1方式を用いて総合的なアセスメント・課題分析等踏まえサービス計画を作成します。

② 利用者担当制によるサービス提供の実行

日々のサービス提供は、介護職員を適正なグループ、また利用者担当制を基本として実施いたします。

各担当者は生活全般について、安全・快適・自立への支援をいたします。

③ リーダー制を活用したサービスの充実

リーダーは他職種との連携、調整等を定めた業務全般に遺漏のないよう努めるとともに、施設サービス計画、問題点の把握、申し送り等においても率先した役割を果たします。

【 自立支援に向けたサービス提供の展開 】

利用者に対して、個人の生活状況に沿ってQOLの維持・向上を目標とする生活リハの実施や具体的援助を利用者・ご家族の意向を踏まえて行います。

食事に関連して一人ひとりに合った口腔ケアの実施、口腔機能の向上を目指した援助をおこないます。

認知症のケアについては、家庭的雰囲気の中で精神的な安定を得て、本人の能力を十分活かした生活ができるよう環境にも配慮し、専門的ケアを提供いたします。

【 機能訓練・行事・レクリエーションの充実 】

日常生活動作を通して、心身の機能維持と生活の活性化を図るとともに、機能訓練指導員が中心となり、訓練計画の立案・評価を行い、必要に応じ集団レクリエーションや生活リハを実施することで心身機能の維持向上に努めます。

季節感が感じられる毎月の行事や、様々なレクリエーションを通して、楽しみや生きがいを感じられる生活の場を提供し、豊かな社会感覚を維持するため地域との交流を図ります。

[年間行事計画]

| 月 | 行事予定 | 月 | 行事予定 |
|----|-----------------|-----|---------|
| 4月 | 買い物等 外出レクリエーション | 10月 | 外出・買物 |
| 5月 | お花見 | 11月 | |
| 6月 | 外出・買物 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 夏まつり | 1月 | 初詣、新春大会 |
| 8月 | 七夕まつり | 2月 | 豆まき |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | ひな祭 |

【 介護福祉士・看護師等の専門性を高める活動 】

新型コロナウイルス等感染症の状況を確認しながら、施設内外の研修受講の他、可能な限りセミナーや講演会等で事例発表をいたします。

実習生の受け入れにおいて、全職員が的確な実習指導を行えるよう努めます。

(2) 短期入所生活介護、予防短期入所生活介護(ショートステイ)

【 基本方針 】

① 在宅生活継続のための短期入所生活介護サービス計画の作成

ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画に基づき、利用者・家族の意向を十分踏まえた上で、在宅生活継続を目的とした短期入所生活介護計画を必要に応じて作成し、専門的なケアを実施します。

本人、家族への短期入所生活介護計画の説明にあたっては、介護老人福祉施設での療養生活の流れ（日課表）と提供するサービスについて具体的に説明し、十分な納得と同意が得られたうえでサービスを利用していただきます。

② 適切なアセスメントに基づく安全・安心なサービス提供

利用前の事前訪問等により、利用者の心身状況を的確に把握し、リスクマネジメントの徹底化をはかり、事故防止に努めます。

利用中も利用者の状態変化に応じて利用者・家族と相談し、ケアマネジャーとの連携のもと、適宜短期入所生活介護計画を見直し、適切なサービス提供を行います。

③ 利用者・家族の希望・要望を重視したサービス提供およびサービスの質の向上

利用者・家族との日頃のコミュニケーションや連携ノート等の活用などにより、利用者・家族の意向・ニーズの把握に努め、提供するサービス内容を常に吟味する姿勢でサービスの質の向上を目指します。要望や苦情に対しても迅速かつ適切な対応を行っていきます。

④ 居宅介護支援事業所との連携によるサービス利用希望への迅速・適切な対応

サービス利用の相談受付に際しては、ケアマネジャーとの連携により、利用者の心身状況や家族状況をよく把握し、様々な利用ニーズに配慮した迅速かつ適切な対応により、介護老人施設としての使命を果たします。

【 事業内容 】

① 基本的な生活介護

利用者の心身機能の維持を目的として、利用者及び家族の要望を踏まえ、自宅との継続した療養生活を支援するための専門的なサービスを提供します。

食事：口腔機能の状況を評価確認し、食事形態、摂取方法、嗜好等について利用者の希望を踏まえ、できる限り家庭での状況を配慮した適正な食事を提供します。

入浴及び整容：利用者の希望や身体状況に合わせて特殊浴槽と一般浴槽を使い分け、安全で快適な入浴サービスを提供する。状況、必要に応じ部分浴や清拭の対応も行い、衣服の洗濯、身体の清潔保持、心身の健康維持等に留意します。

排泄：自宅での排泄介護の状況を踏まえ、利用者の尊厳とプライバシーの保護に十分に配慮した、快適で適切な排泄介護を行います。

② 送迎サービス

家屋の立地状況や利用者の身体状況等を配慮して、安全な送迎サービスを検討・実施します。送迎時間の設定については、利用者及び家族の希望にも配慮した対応をいたします。

(3) 岩見沢市東地区地域包括支援センター

【基本方針】

① 高齢者福祉の地域における拠点

岩見沢市の地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域や関係機関とのネットワークの構築に努め、地域住民の様々なニーズに応じることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指します。

② 包括的支援事業の実施

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、下記の業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、包括的支援事業を実施します。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択にもとづき、介護予防・生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等、住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応を行います。又、認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認も行います。

(3) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活をおくることができるよう、権利擁護のため必要な支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携し高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援し、地域連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。

(5) 認知症総合支援事業

①認知症地域支援推進員の配置認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう医療機関や介護サービス従事者等地域において認知症の人を支援する関係者と連携を取りながら、認知症の人やその家族に対し支援を行います。

②認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム配置）認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目標とする。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的としておこないます。

(7) その他

センターは、岩見沢市と協働して居宅介護支援事業所の介護支援専門員や、サービス事業所の職員などを対象とした研修会を開催します。

③ ネットワーク構築

ネットワークの構築には、広域的な場合、地域限定的な場合などいろいろと考えられるが、効果的かつ効率的なネットワーク構築に努めます。

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク会議、消費者被害防止ネットワーク会議への参画
岩見沢市が主宰する標記会議に参画し、事務局や構成団体と連携し、高齢者虐待や消費者被害の未然防止や啓発活動の実施に努めます。

(2) 民生委員・児童委員との連携

岩見沢市民生委員児童委員協議会には、12 方面（ブロック）単位の民生委員児童委員協議会があることから、方面ごとの定例会議などにセンターの職員が出向く等、地域包括支援センターの業務説明を行う等、地域の高齢者の見守り活動などへの連携に努めます。

(3) 高齢者（主に認知症）のためのSOSネットワーク会議への参画

岩見沢市等が主宰する標記ネットワーク会議に参画し、岩見沢警察署からの保護通知を受けた案件についての高齢者支援のための調査、助言、育成を行います。

④ 市役所内各部署との連携

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、市役所内各部署との連携のもと適正な運営に努めます。

⑤ 介護予防支援業務

要介護認定において、要支援 1・2 の認定を受け、介護予防給付を希望する方への介護予防支援（介護予防サービス計画）を基本とした、居宅介護予防サービスを実施します。

⑥ 地域ケア会議開催業務

センターは、次のことを目的とした地域ケア個別会議、又は地域ケア個別ケース会議を開催する。

(1) 地域ケア個別会議

介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援を行います。高齢者の実態把握と地域包括支援ネットワークの構築を図ります。地域課題の把握に努めます。

(2) 地域ケア個別ケース会議個別ケースの検討を行います

⑦ その他

センターは、岩見沢市をはじめとする関係機関等と常に連携をとり、公平かつ中立で適正な事業の推進に努めます。

7. 組織体制

【職員配置】 令和4年4月1日予定

| 職員総数 名 | 常 勤 | 非常勤 | 常勤換算 |
|---------|------------|------|--------|
| 施設長 | 1 名 | | 1 名 |
| 医 師 | | 3 名 | 0.1 名 |
| 生活相談員 | 4 名 | 1 名 | 4.4 名 |
| 管理栄養士 | 2 名 | | 2 名 |
| 機能訓練指導員 | 2 名 | 1 名 | 2.4 名 |
| 看護職員 | 5 名 | 1 名 | 6 名 |
| 正看護師 | 3 名 | | 3 名 |
| 准看護師 | 2 名 | 1 名 | 3 名 |
| 介護職員 | 47 名 | 12 名 | 56.1 名 |
| 介護福祉士 | 47 名 | 5 名 | 49.6 名 |
| 実務者研修 | | 2 名 | 2 名 |
| 初任者研修 | | 5 名 | 4.5 名 |
| 介護支援専門員 | (兼務再掲) 5 名 | | 5 名 |
| 事務職員 | 6 名 | | 6 名 |
| 生活支援員 | | 15 名 | |
| 合 計 | 67 名 | 33 名 | |

【職員組織】

| | |
|---------------|---|
| 施設管理者 | 施設長 大浦 悟 |
| 診療所 | 所 長 森本 繁文(非常勤) |
| 管理職 | 伏見 知恵子、菊池 朱美、高橋 友恵、鈴木 誠、 西田 泰子、栗野 晋太郎、山下 三佐世、及川 雄貴 |
| 監督職 | 坂本 澄子、山本 純人、久保 真奈美、田口 亜利、 三嶋 詩織、小林 洋貴 |
| 防火管理者 | 渡部 裕樹 |
| 産業医 | 鎌田 理(かまだクリニック) |
| 苦情受付担当者 | 伏見 知恵子、小林 洋貴、熊谷 美緒、佐々木 律 |
| 苦情解決責任者 | 施設長 大浦 悟 |
| 第三者委員 | 越前谷 賢一(美唄市社会福祉協議会 会長) |
| 東地区地域包括支援センター | センター長 小林 洋貴 ※10月1日開設 |